

議案第33号

豊岡市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月22日提出

豊岡市教育委員会  
教育長 嶋 公 治

(理由)

関係条例の改正に伴い、規則等の公布を市ホームページ上の公報に掲載する方法に変更し、必要な署名の手続を廃止することにより、市民の利便性の向上等を図るため。



豊岡市教育委員会規則第 号

豊岡市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

豊岡市教育委員会公告式規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文<u>及び教育委員会名を記入して、教育長が署名するものとする。</u></p> <p>3 規則等の公布は、<u>豊岡市公告式条例(平成17年豊岡市条例第3号)</u>に規定する掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、<u>教育委員会名及び教育長名を記入するものとする。</u></p> <p>3 規則等の公布は、<u>豊岡市公報(以下この項において「公報」という。)</u>に掲載してこれを行う。ただし、<u>急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示して公報への掲載に代えることができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 豊岡市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（概要）

### 1 制定の理由（必要性）

豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第3号）が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

### 2 改正の内容

規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を記入するとともに、規則等の公布は、市公報に掲載して行うこととし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示して公報への掲載に代えることができるようにすること。（第2条関係）

### 3 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第34号

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月22日提出

豊岡市教育委員会  
教育長 嶋 公 治

(理由)

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、図書館使用（変更）許可申請書及び図書館使用（変更）許可書の様式を改めるため。



豊岡市教育委員会規則第 号

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和5年豊岡市教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で囲んだ部分のように改正する。

改正前

様式第1号（第4条関係）

図書館使用許可申請書

年 月 日

豊岡市教育委員会 様

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

図書館施設の使用について下記のとおり申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( )	午前・午後	時
	至	年 月 日 ( )	午前・午後	時
使用の目的 (集会名)			参集人員	人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 会議室 3. 展示コーナー	使 用 料	基 本 使 用 料	円
			特別使用料 (冷暖房)	円
冷暖房の使用	1. 冷房 2. 暖房 3. 無	料	合 計	円

申請受付 年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付番号	No.
-------------	-------	------	-----	------	-----

改正後

様式第1号（第4条関係）

図書館使用許可申請書

年 月 日

豊岡市教育委員会 様

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

図書館施設の使用について下記のとおり申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( )	午前・午後	時
	至	年 月 日 ( )	午前・午後	時
使用の目的 (集会名)			参集人員	人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 展示コーナー	使 用 料	使 用 料	時間 円

申請受付 年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付番号	No.
-------------	-------	------	-----	------	-----



様式第2号（第5条関係）

図書館使用許可書

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連絡先	( ) -

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 会議室 3. 展示コーナー	使	基 本 使用料 円
		用	特別使用料 (冷暖房) 円
		料	合 計 円
冷暖房の使用	1. 冷房 2. 暖房 3. 無		
申請受付 年月日	年 月 日	受付番号 No.	納付番号 No.

申請のありました図書館使用について、条例、規則及び次の事項を守ることが条件として許可します。

記

- 1 館内の開架スペース（図書館利用者スペース）において、一般利用者の迷惑になる行為を行わないこと。
- 2 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- 3 使用後は原状に復し、整理及び清掃を行うとともに、火災予防に留意し、施錠、安全を確認すること。
- 4 展示コーナーの設営及び撤去については、すべて使用者が行うこと。

年 月 日

豊岡市教育委員会 印

様式第2号（第5条関係）

図書館使用許可書

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連絡先	( ) -

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 展示コーナー	使用料	時間 円
申請受付 年月日	年 月 日	受付番号 No.	納付番号 No.

申請のありました図書館使用について、条例、規則及び次の事項を守ることが条件として許可します。

記

- 1 館内の開架スペース（図書館利用者スペース）において、一般利用者の迷惑になる行為を行わないこと。
- 2 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- 3 使用後は原状に復し、整理及び清掃を行うとともに、火災予防に留意し、施錠、安全を確認すること。
- 4 展示コーナーの設営及び撤去については、すべて使用者が行うこと。

年 月 日

豊岡市教育委員会 印

様式第3号（第6条関係）

図書館使用変更許可申請書

年 月 日

豊岡市教育委員会 様

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

図書館施設の使用について下記のとおり変更したいので、交付済みの使用許可書を添えて申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 会議室 3. 展示コーナー	使 用 料	基本使用料 円
			特別使用料 (冷暖房) 円
冷暖房の使用	1. 冷房 2. 暖房 3. 無	合 計	円

使用料の精算	変 更 前	変 更 後	差引額 (納付・還付)
	円	円	円
還 付 先	振込口座	金融機関名	
		口座番号	
	口座名義		

変更申請 受付年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
---------------	-------	------	-----	--------------	-----

様式第3号（第6条関係）

図書館使用変更許可申請書

年 月 日

豊岡市教育委員会 様

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

図書館施設の使用について下記のとおり変更したいので、交付済みの使用許可書を添えて申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 展示コーナー	使 用 料	時間 円

使用料の精算	変 更 前	変 更 後	差引額 (納付・還付)
	円	円	円
還 付 先	振込口座	金融機関名	
		口座番号	
	口座名義		

変更申請 受付年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
---------------	-------	------	-----	--------------	-----

様式第4号（第6条関係）

図書館使用変更許可書

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 会議室 3. 展示コーナー	使 用 料	基 本 使 用 料 円
			特別使用料 (冷暖房) 円
			合 計 円
冷暖房の使用	1. 冷房 2. 暖房 3. 無		

変更申請 受付年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
---------------	-------	------	-----	--------------	-----

申請のありました図書館使用の変更について、条例、規則及び次の事項を守ることが条件として許可します。

記

- 1 館内の開架スペース（図書館利用者スペース）において、一般利用者の迷惑になる行為を行わないこと。
- 2 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- 3 使用後は原状に復し、整理及び清掃を行うとともに、火災予防に留意し、施錠、安全を確認すること。
- 4 展示コーナーの設営及び撤去については、すべて使用者が行うこと。

年 月 日

豊岡市教育委員会 印

様式第4号（第6条関係）

図書館使用変更許可書

住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
使用責任者	
連 絡 先	( ) -

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参集人員 人
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 展示コーナー	使 用 料	時間 円

変更申請 受付年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
---------------	-------	------	-----	--------------	-----

申請のありました図書館使用の変更について、条例、規則及び次の事項を守ることが条件として許可します。

記

- 1 館内の開架スペース（図書館利用者スペース）において、一般利用者の迷惑になる行為を行わないこと。
- 2 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- 3 使用後は原状に復し、整理及び清掃を行うとともに、火災予防に留意し、施錠、安全を確認すること。
- 4 展示コーナーの設営及び撤去については、すべて使用者が行うこと。

年 月 日

豊岡市教育委員会 印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号から様式第4号までは、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

## 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (概要)

### 1 制定の理由（必要性）

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、会議室を廃止するとともに、視聴覚・講演室の使用料について、使用区分を1時間単位に変更し、冷暖房を使用する場合の加算額を含めるため、使用許可申請書、使用許可書等に関する様式の改正を行う。

### 2 改正の内容

図書館使用（変更）許可申請書及び図書館使用（変更）許可書について、使用室名の欄から会議室を削ること及び冷暖房の使用に関する規定を削ること。（様式第1号から様式第4号関係）

### 3 附則

- (1) この規則は、令和8年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この規則による改正後の様式第1号から様式第4号までは、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）



報告第24号

豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則の一部を改正  
する規則制定について

豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則を定  
めたので報告する。

令和8年1月22日提出

豊岡市教育委員会  
教育長 嶋 公 治

（理由）

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、冷暖房費は使用料  
に含め、会議室については、対象施設から除外したため、使用料の減免及び還付  
に関する様式の変更を行う。





豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

豊岡市長 明間 雄司

豊岡市規則第 69 号

豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則（令和 5 年豊岡市規則第 11 号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

様式第1号(第2条関係)

図書館使用料減免申請書

年 月 日

豊岡市長 様

住 所	
団 体 名	
代表者名	

図書館使用料について、下記のとおり減免していただきますよう申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参加人員 人
使用室名	<u>1. 視聴覚・講演室</u> <u>2. 会議室</u> <u>3. 展示コーナー</u>	減免理由	1. 市、教育委員会の使用 2. 図書館活動関係団体の使用 3. 社会教育関係団体の使用 4. その他
使用料	基本使用料	円	備考
	特別使用料 (冷暖房)	円	
	合 計	円	

申請受付 年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
-------------	-------	------	-----	--------------	-----

改正後

様式第1号(第2条関係)

図書館使用料減免申請書

年 月 日

豊岡市長 様

住 所	
団 体 名	
代表者名	

図書館使用料について、下記のとおり減免していただきますよう申請します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用の目的 (集会名)			参加人員 人
使用室名	<u>1. 視聴覚・講演室</u> <u>2. 展示コーナー</u>	減免理由	1. 市、教育委員会の使用 2. 図書館活動関係団体の使用 3. 社会教育関係団体の使用 4. その他
使用料	円		

申請受付 年月日	年 月 日	受付番号	No.	納付・還付 番 号	No.
-------------	-------	------	-----	--------------	-----

様式第2号（第2条関係）

図書館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付で申請のあった図書館使用料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 会議室 3. 展示コーナー		
合計使用料	円	減免の可否	可・否
減免額	円	1. 市、教育委員会の使用 2. 図書館活動関係団体の使用 3. 社会教育関係団体の使用 4. その他	
減免後の使用料	円		

様式第2号（第2条関係）

図書館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付で申請のあった図書館使用料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

使用日時	自	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
	至	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	
使用室名	1. 視聴覚・講演室 2. 展示コーナー		
使用料	円	減免の可否	可・否
減免額	円	1. 市、教育委員会の使用 2. 図書館活動関係団体の使用 3. 社会教育関係団体の使用 4. その他	
減免後の使用料	円		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則様式第1号及び様式第2号は、この規則の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

## 豊岡市立図書館の使用料の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則 (概要)

### 1 制定の理由（必要性）

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、会議室を廃止するとともに、視聴覚・講演室の使用料について、使用区分を1時間単位に変更し、冷暖房を使用する場合の加算額を含めるため、使用料の減免及び還付に関する様式の改正を行う。

### 2 改正の内容

図書館使用料減免申請書及び図書館使用料減免決定通知書について、使用室名の欄から会議室を削ること及び使用料の欄から冷暖房使用料に関する規定を削ること。（様式第1号、様式第2号関係）

### 3 附則

- (1) この規則は、令和8年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 改正後の様式第1号及び様式第2号は、この規則の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）



報告第25号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年1月22日提出

豊岡市教育委員会  
教育長 嶋 公 治

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者	
1	三方小学校	デジタル案内板（コンセント工事含む）	1台		2025年12月2日	個人	豊岡市日高町国分寺 石井 栄二
2	八代小学校	一輪車	10台	260,000円	2025年10月24日	団体	東京都江東区門前仲町 公益社団法人日本一輪車協会 会長 田中 壮一郎
3	豊岡幼稚園	おままごと用おもちゃ（きつてねフーズ・バラエティ補充セット）	1セット	12,500円	2025年12月15日	団体	豊岡市山王町 豊岡幼稚園PTA会長 久保 直樹
4	豊岡南中学校	シェルトパーテーション	5枚	100,000円	2025年12月12日	団体	豊岡市大磯町 豊岡市立豊岡南中学校同窓会 会長 森本 七重
				30,800円			豊岡市昭和町 株式会社事務機のサカモト 代表取締役 坂本 裕
5	日高西中学校	図書	5冊	5,060円	2025年12月24日	個人	
6	日高東中学校	図書	5冊	5,060円	2025年12月24日	個人	
							(個人：3件、団体：3件)





報告第26号

2026年度豊岡市奨学生の募集について

2026年度豊岡市奨学生の募集について、別紙のとおり報告する。

令和8年1月22日提出

豊岡市教育委員会  
教育長 嶋 公 治



## 2026年度豊岡市奨学生の募集について

教育総務課

- 1 募集要項 別紙のとおり
- 2 周知方法 1月下旬から次の方法により募集要項配布及び周知を行う。
  - (1) 教育総務課及び各振興局地域振興課窓口で配布
  - (2) 市立中学校、市立義務教育学校、但馬全域の県立学校（特別支援学校含む）及び私立学校へ募集要項送付
  - (3) 市ホームページ掲載
  - (4) 広報とよおか3月号（2月25日発行）掲載
  - (5) 市公式SNS（LINE、X）掲載
  - (6) 行政情報放送（3月下旬もしくは4月上旬放送予定）
- 3 申込期間 4月6日（月）から4月30日（木）まで
- 4 申込方法
  - (1) 教育総務課又は各振興局地域振興課へ書類提出
  - (2) 教育総務課へ書類郵送（4月30日必着）
- 5 今後の予定 6月中旬 奨学生選考委員会・奨学生決定  
7月27日（月） 新規奨学生初回貸与
- 6 その他
  - (1) 豊岡市交通遺児奨学生募集について
    - ア 募集要項は別紙のとおり
    - イ 周知方法は、市奨学金と併せて行う。
    - ウ 申込みは随時受付

# 2026年度 豊岡市奨学生募集要項

## 1 奨学金の貸与額

- 高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)

月額 9,900円

- 大学(短期大学を含む)・専修学校(専門課程) 月額 44,650円

※ 県立高校又は国立大学の授業料の改定があれば、貸与の額を変更することがあります。

※ 奨学金の貸与は無利子です。

## 2 奨学生の資格

次の①～④のすべての要件を満たしている方

- ① 市に住所を有する者の子弟
- ② 学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・大学(短期大学を含む)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること。〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕
- ③ 勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。
- ④ 在学学校長の推薦があること。ただし、新たに入学した者の推薦は、出身学校長の推薦とすることができる。

※ 専修学校(専門課程)は、次のいずれかを満たす方

- ア 文部科学大臣が指定する修了者が専門士又は高度専門士と称することができる課程
- イ 看護師資格取得後の専修学校専門課程(保健師養成課程、助産師養成課程)

## 3 願い出の期間

2026年4月6日(月)～4月30日(木)(土・日・祝日を除く)

※ 高等学校在学中に奨学金の貸与を受けた方で、大学等への進学のため引き続き奨学金の貸与を希望する方も、改めて願い出をする必要があります。

※ 豊岡市奨学金は、他の奨学金制度との併用が可能です。

## 4 提出書類

### (1) 奨学生願書(様式第1号)

\* 「出願者の家族」欄の「職業・勤務先」は、勤務先等を具体的に記入すること。

\* 「奨学金を希望する理由」欄は、別紙に申請者本人が記入すること。

### (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)

\* 新入生の場合は出身学校長(高校1年生は出身の中学校長または義務教育学校長、大学1年生は出身の高等学校長)において作成のこと。

### (3) 在学証明書

\* 在学中の学校が発行する証明書を提出してください。

### (4) 家庭状況等調査票

\* 「生計を一にする家族」とは、同一の住居に居住している家族とし、住民票は別になっても原則として同一世帯員とします。

□ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とします。

- ・主たる家計支持者が勤務地の関係で別居しているとき。
- ・修学または病気療養のため一時別居しているとき。
- ・別居の祖父母を主として扶養しているとき。

□ 次の者は、世帯員から除くものとします。

・別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしていない別居の祖父母。

\* 調査票の⑤～⑦の項目に該当する方は、金額が確認できる書類を添付してください。

※2026年1月2日以降に豊岡市に転入した方は、2026(令和8)年度所得課税証明書(2025年中の所得)の提出が必要です。所得課税証明書は、2026年1月1日現在に住所があった市区町村で入手してください。

## 5 提出先

教育委員会教育総務課教育総務係 又は 各振興局地域振興課総務係  
(郵送先)

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係 宛

## 6 奨学生選考方法

前記4の提出書類などを基に、「学業・人物・経済状況(※)」を総合的に判断して選考し、決定します。(選考結果は文書で通知します。)

※ 経済状況の基準は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている方の所得額又は市民税所得割額が、基準額以下であることを目安としています。基準額等は、高校生及び専修学校生(高等課程)は「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を、高等専門学校生及び大学生は、「日本学生支援機構第一種奨学金」の基準を準用します。

## 7 奨学金の貸与

### (1) 奨学金借用証書の提出

貸与の決定後、通知と同時に奨学金借用証書を送付します。連帯保証人と連署の上、必要書類を添付して提出してください。(連帯保証人の基準は『豊岡市奨学金のしおり』参照)

### (2) 貸与の期間

奨学金の貸与期間は、貸与が決定した年度の4月から、奨学生の在学する学校の正規の修業期間が終了する月までです。

### (3) 貸与の方法

4月、7月、10月、1月の各月5日に3か月分をまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。ただし、新規貸与者の初年度は、4～9月分を7月25日に振り込みます。

### (4) 貸与の休止

奨学生が休学した場合は、復学するまでの期間、奨学金の貸与を休止します。

### (5) 貸与の廃止

奨学生が、転学・停学・退学したとき、奨学生の保護者が豊岡市外に転出したとき、その他規定する事由に該当することとなったときは、奨学金の貸与を廃止します。

## 8 奨学金の返還

奨学金は、貸与終了後6か月経過後から10年の月賦均等償還により返還していただきます。

奨学金制度の詳細は、『豊岡市奨学金のしおり』をご覧ください。

【問合せ先】 豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 TEL : 0796-23-1117 Fax : 0796-24-4669

## 豊岡市交通遺児奨学生募集要項

### 1 奨学金支給額

- 高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)  
月額 15,000円
- 大学(短期大学を含む)・専修学校(専門課程) 月額 30,000円

### 2 奨学生の資格

主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故で死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟で、次の①～③のすべての要件を満たしている方

- ① 市に住所を有する者の子弟
- ② 学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・大学(短期大学を含む)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること。〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕
- ③ 在学学校長の推薦があること。ただし、新たに入学したものの推薦は、出身学校長の推薦とすることができる。

※ 専修学校(専門課程)は、次のいずれかを満たす方

- ア 文部科学大臣が指定する修了者が専門士又は高度専門士と称することができる課程
- イ 看護師資格取得後の専修学校専門課程(保健師養成課程、助産師養成課程)

### 3 願い出の期間

随時、願い出を受け付けます。(土・日曜日及び祝日を除く)

※ 支給期間は、教育委員会が願い出を受理した月からとなります。

(当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。)

※ 高等学校へ入学するまでに交通遺児となられた方は、高等学校入学後の4月に手続きを行ってください。

※ 高等学校在学中に奨学金の支給を受けた方で、大学等への進学のため引き続き奨学金の支給を希望する方も、改めて願い出をする必要があります。

※ 豊岡市交通遺児奨学金は、他の奨学金制度との併用が可能です。

### 4 提出書類

#### (1) 交通遺児奨学生願書(様式第1号)

- \* 「出願者の家族」欄の「職業・勤務先」は、勤務先等を具体的に記入すること。
- \* 「奨学金を希望する理由」欄は、別紙に申請者本人が記入すること。

#### (2) 交通遺児奨学生推薦調書(様式第2号)

- \* 新入生の場合は出身学校長(高校1年生は出身の中学校長、大学1年生は出身の高等学校長)において作成のこと。

#### (3) 在学証明書

#### (4) 事故を証明する書類

- \* 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの。以前に入手したものの写し可）
  - ・ 証明書の申込み手続きについては、最寄りの警察署・交番にお問い合わせください。
  - ・ 自動車安全運転センターで証明が受けられない特別な事情がある場合は、ご相談ください。
- \* 後遺障害がある場合は、自賠責保険の後遺障害等級認定通知書、病院の診断書、又は身体障害者手帳の写し

## 5 提出先

教育委員会教育総務課教育総務係

(郵送先)

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係 宛

## 6 奨学生の決定

奨学生は、教育委員会が前記4の提出書類などを審査し、決定します。

(審査結果は文書で通知します。)

## 7 奨学金の支給

### (1) 支給の期間

支給期間は、教育委員会が申請を受理した月から在学する学校の正規の修業年限が終了するまでです。当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。

### (2) 支給の方法

4月、7月、10月、1月の各月5日に3か月分をまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。ただし、初回に限り、別途指定した方法で振り込みます。

### (3) 支給の辞退

奨学生は、奨学金の全部又は一部について、支給を辞退することができます。辞退される場合は、交通遺児奨学金辞退届を提出していただきます。

### (4) 支給の廃止

奨学生が、死亡したとき、転学・停学・退学したとき、奨学生の保護者が豊岡市外に転出したとき、その他規定する事由に該当するときは、奨学金の支給を廃止します。

### (5) 支給の休止

奨学生が休学した場合は、復学するまでの期間、奨学金の支給を休止します。

### (6) 奨学金の返還

奨学金の支給が廃止され、又は休止された場合で、廃止又は休止時期以降の期間に係る奨学金の支給を受けている奨学生は、当該奨学金を返還しなければなりません。

### (7) 支給継続の手続き

奨学生は、年度ごとに在学証明書を教育委員会に提出していただく必要があります。提出されないときは、支給を廃止することがあります。

**【問合せ先】 豊岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係**

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 TEL : 0796-23-1117 Fax : 0796-24-4669